

意見書

平成25年12月5日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

郵便番号：〒100-0004

住所：東京都千代田区大手町2丁目6番2号

日本ビル6階

氏名：一般社団法人 信託協会

電話番号：03-3241-7139

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令案・省令案・告示案等の概要に関して、別紙の通り意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

**「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」
の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関する意見等について**

該当項目	意見等
<p align="center">P9 2-(17)-①</p> <p>自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件の特例</p>	<p>ブロック説明会資料『財政運営等について』においては、「清算型基金の指定の要件」を含め、「要件設定に当たり、被災地には一定の配慮を検討」と記載されていた。適用緩和の対象に(12)が含まれていないが、当該要件については、被災地と被災地以外の差異を設けないこととしたとの理解で良いか。</p>
<p align="center">P10 2-(20)</p> <p>解散存続厚生年金基金のDB移行後の給付等</p>	<p>今般の改正法により、解散基金加入員等に分配すべき残余財産をDBにて支払う旨が規定されたが、基金解散における清算・分配には、解散認可から1～2年が経過するものと考えられる。</p> <p>新DBは解散認可と同時に設立するケースが多いと考えられるが、この場合、分配金が確定する前に、新DBにおける脱退・給付が発生することがある。この場合、</p> <p>①当該者の給付は、分配金相当分の給付を含めてDBから支払う必要があるのか。</p> <p>②(①がYesの場合)分配金相当分が固まっていないため、DBから支払うべき給付が確定するまでは、脱退一時金等の給付は出来ない、という理解で良いか。</p>
<p align="center">P12 1-(2)</p> <p>確定給付企業年金の給付減額の同意手続</p>	<p>今後、総合型の厚生年金基金が代行返上し、確定給付企業年金制度への移行が増加することが予見される中、移行に際し給付減額を行う場合、確定給付企業年金法に基づく給付減額手続を行うこととなる。総合型基金では少人数(1桁)の加入者で構成される事業所(加入者数1名の事業所もある)も多く、そうした事業所の同意が得られないことで大半の事業所の同意を得られたにもかかわらず、結果として給付減額が行えないという事態が想定される。これにより、企業年金制度の存続を望みながらも現行手続の下では、DB移行の検討を断念する基金が現れる可能性がある。</p> <p>従って、円滑な制度移行を行うためにも、特例としてDB移行の際に給付減額を行う場合の加入者の同意手続について、例えば以下のように厚生年金基金の給付減額や解散手続と同様の手続への見直しを検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに加入者の2/3以上の同意(規則第6条)⇒全加入者の2/3以上の同意又は3/4以上の事業所における加入者の2/3以上の同意 ・事業所ごとに加入者の1/3以上で組織する労働組合の全ての同意(同条)⇒労働組合が複数ある場合には、その3/4以上の同意 <p>また、今後多くの総合型DB制度が設立されることを鑑みて、企業年金制度の維持発展のためにも、確定給付企業年金制度の給付減額要件についても、厚生年金基金制度同様の給付減額要件の見直しを検討いただきたい。</p>

該当項目	意見等
<p>P13 1.-(2)-②</p> <p>キャッシュバランスプラン給付設計の弾力化</p>	<p>本件、DB 規則第 26 条第 3 項第 1 号の、給付の額の算定に用いる予定利率について 0 を認めるものであるが、DB 規則第 24 条の 3 第 1 項第 1 号の予定利率についても、キャッシュ・バランスプランについては、0 を認めていただきたい。 (DB 規則第 26 条第 3 項第 1 号の改定のみでは、仮に給付の額の算定に用いる予定利率を 0 としても、いわゆる選択一時金が保証期間の現価相当額を下回るように設定しなくてはならないことから、退職金の内枠移行の場合、実質採用が困難なため)</p>
<p>P20 2-(12)-①</p> <p>存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金等の掛金の額の算定の特例</p>	<p>「(存続厚生年金基金の設立事業所の一部が代行返上して確定給付企業年金に移行する場合を含む)」と記載がありますが、当該スキームについて以下の点を確認させていただきたい。</p> <p>①代行返上しない設立事業所について、同日付で厚生年金基金を解散することは可能であるか。</p> <p>②(①が Yes の場合)代行返上をする事業所グループおよび解散をする事業所グループそれぞれにおいて、それぞれ要件(同意取得等)を満たせば良いか。</p> <p>③(①が Yes の場合)代行返上する事業所グループと解散をする事業所グループの資産の分割方法について、具体的な算定方法を教示いただきたい。</p> <p>④(①が No の場合)厚生年金基金の分割スキームに準じ、同日付で一部の事業所が代行返上し、一部の事業所が解散することは可能であるか。</p> <p>⑤(④が Yes の場合)分割する(とみなす)2 つの厚生年金基金について、厚生年金基金の設立要件を満たす必要はあるか。</p> <p>⑥存続厚生年金基金の業務経理は代行返上した DB に引き継がれるという認識で良いか。</p>
<p>P20 2-(12)-①</p> <p>存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金等の掛金の額の算定の特例</p>	<p>①「代行割れではないが受給権者優先等で加入員に係る残余財産がない場合」、「代行割れ基金が通常解散する場合」等は特例の対象外となっているが、DBへ移行する方法により、特例の可否の差を設ける趣旨を教示いただきたい。</p> <p>②厚生年金基金から代行返上または解散してDBに移行する場合は、例外なく、当該特例の対象としていただきたい。</p>
<p>P47 II.(10)</p> <p>代行返上時の手続きについて</p>	<p>基金型企業年金への移行の申請書類の中に、「労働組合及び被用者年金被保険者の過半数を代表するものの同意書」があるが、基金型企業年金への移行及び移行後の基金規約は、厚生年金基金の代議員会で議決されたものであり、給付の減額等特段の事情がない限り改めて全事業所の労働組合等の同意を得る必要性は薄いものとする。</p> <p>今後、総合型の厚生年金基金が企業年金制度の存続のために基金型企業年金への移行を望みながらも、総合型の実情(例えば少人数(1桁)の加入者で構成される事業所も多く、場合によっては設立事業所の大多数から同意を得たとしても、加入者数1名の1事業所のみ同意を得られないこと)により基金型企業年金への移行ができないことも考えられるため、円滑な制度移行のためにも当該書類の提出を不要として頂きたい。</p>

該当項目	意見等
<p>存続基準に係る財政検証</p>	<p>存続基準に抵触した基金は、翌年度末までに当該下回る額を回復する措置を講じることとされており、先般の Q&A では、事前に想定して事業計画を立てるようご回答いただいている。</p> <p>しかしながら、総合基金は中小企業の集合体であるため、拠出する掛金額の決定など、基金内の調整に時間がかかることなどが想定されることから、再度ご検討いただきたい。</p>
<p>確定給付企業年金施行令第 50 条第 3 項、第 73 条第 4 項により読み替えられた第 50 条第 3 項厚生年金基金令 第 41 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号</p>	<p>①存続厚生年金基金が代行返上し DB 制度へ権利義務移転を行う場合において、代議員の議決は「四分之三以上の多数」から「三分の二以上の多数」と改正された(改正法附則第 5 条の表中法第 110 条の 2 第 2 項の読み替え)が、厚生年金基金から一部の設立事業所が DB へ権利義務移転を行う場合において必要とされている、脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の「四分之三」の同意については、今般の法改正に合わせ、「三分の二」に緩和されるとの理解で良いか。</p> <p>②①の認識が正しい場合、DB 間、及び厚生年金基金間の権利義務移転についても、権利義務移転の対象でない事業所に係る代議員の「四分之三」の同意は、「三分の二」に緩和されるとの理解で良いか。</p>
<p>全般(経過措置)</p>	<p>平成 26 年 4 月前に解散・代行返上計画を提出することで、平成 26 年 4 月から当該計画に基づく掛金を設定することが可能とされている。信託銀行総幹事では 50 を超える基金が同計画を用いた掛金を平成 26 年 4 月から適用することを検討しているが、詳細が示されていないため待機している状態である。なお、計画作成が間に合わない場合は、現状の継続基準・非継続基準による対応を行えばよいとのことであるが、早急に掛金水準の引き上げなどの手続きを行う必要があり相応の混乱が予測される。そこで、現実的な対応として、以下の経過措置の設定をご検討いただきたい。掛金引上げ回避のため、平成 26 年 4 月から解散・代行返上計画に基づく財政運営を行いたいというニーズは高い。未だ解散・代行返上計画の詳細が示されていないが、詳細が示されてから短期間で計画を作成する必要がある。そこで、平成 26 年 2 月の代議員会で解散の方針を議決することで、平成 26 年 9 月までに解散・代行返上計画を提出することを前提に、財政再計算又は変更計算に係る平成 26 年 4 月の掛金適用を猶予していただきたい。</p>